

平 26.4.24  
法 D 4 - 5

# 税制調査会(法人課税DG④)

〔地方法人課税のあり方等に関する検討について〕

平成 26 年 4 月 24 日(木)

(地方法人課税のあり方等に関する検討会座長)

税制調査会会长代理 神野 直彦

分権型社会における地方財政(メモ)－ 三位一体改革の検討試案 －

東京大学大学院経済学研究科教授 神野 直彦

(平成15年3月27日 第27次地方制度調査会提出資料) (抄)

- 法人事業税については、法人企業も地方自治体の公共サービスからの受益に応じた負担をする観点から、応益課税という性格を明確化して、負担の公平を実現するとともに、税収の安定化を図り、税収の偏在を是正するため、外形標準課税が導入されるべきである。
- 地方税は応益原則に基づく租税を中心に構成し、応能的な累進的負担を求める租税は、国税にすることを原則とすべきである。
- 地方自治体が地域社会に公共サービスを提供する財源となる地方税は、その地方自治体で選挙権をもつものが負担する租税と、地方自治体が提供するサービスの受益者が負担する租税とで構成されるべきである。
- 税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築する観点から、地域間の格差が小さく、景気の変動による税収への影響が小さい租税は、地方税にすべきである。

## 法人事業税の沿革

### 昭和23年 営業税の廃止、事業税の創設

- ・道府県が法人及び個人の行う事業に対して所得を課税標準として課税する事業税の創設
- ・市町村は同率の附加税を課す

### 昭和25年 シャウプ勧告による附加価値税の創設(昭和27年施行予定→延期)

- ・都道府県が企業にある種の税を課することは正当である。というのは、事業および労働者がその地方に存在するために必要となつて来る都道府県施策の経費支払を事業とその顧客が、援助することは当然だからである
- ・最善の解決方法は、単に利益だけでなく、利益と利子、賃貸料および給与支払額の合計に課税標準を拡張してこれに税率を適用することである。右の課税標準を別な方法で定義すると、それは全収入額から、資本設備、土地、建物等他の企業からの購入の金額を差し引いたものがそれである。この差引額は、原料等、他の事業から購入したものの価値に、その企業が附加したところの額である。(昭和24年8月「シャウプ使節団日本税制報告書」)

### 昭和29年 附加価値税の廃止、事業税の創設(恒久化)

- ・赤字事業に対する課税への反発等のため、附加価値税は一度も実施されることなく廃止
- ・附加価値税に代え、従来の事業税と特別所得税(※)を統合し、恒久的な制度として事業税を創設

※業務所又は事務所を設けて個人が行う医業、弁護士業、理容業等の特定の業務に対し、所得を課税標準として課税  
税率：12%（年50万円を超える所得）

### 平成16年 外形標準課税の導入

政府税制調査会法人課税小委員会報告 (抄)  
(平成8年11月)

## 第1章 基本的考え方

### 三 地方の法人課税のあり方

#### 4. 法人事業税の外形標準課税

- ① 従来から、事業税については、外形標準課税の問題が議論されてきた。事業税に外形標準課税を導入することは、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化に加え、都道府県の税収の安定的確保、赤字法人に対する課税の適正化にも資するものと考えられる。
- ② この問題は、現行事業税の創設以来長年にわたり議論されてきた経緯もあるので、今回、これまでの議論を整理するとともに、幅広く検討を行った。

地方消費税の導入によって事業税に外形標準課税を導入する問題の現実的な解決になるのではないかとの指摘があるが、両者は税の性格や課税ベース、税収の帰属地が異なっていること等から、理論的には別の問題であると考えられる。

いずれにしても、外形標準課税の問題は、業種別税負担や都道府県別税収の変動、消費税や地方消費税との関係など、第2章において後述するように、なお検討すべき課題が多い。今後、これらの課題について更に検討を深めることが適当である。

## 外形標準課税に関する政府税制調査会答申

平成15年度における税制改革についての答申　ーあるべき税制の構築に向けてー（抄）  
(平成14年11月　政府税制調査会答申)

### 第二 平成15年度税制改正における個別税目の改革

#### 二 法人課税

##### 2. 法人事業税(外形標準課税の導入)

法人事業税への外形標準課税の導入は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進などの重要な意義を有する改革である。

外形標準課税については、厳しい景気の状況を踏まえ慎重に対処すべきとの意見もあったが、受益と負担の関係を明確にして真の地方分権の実現に資するため、早急に導入すべきである。

## 「地方法人課税のあり方等に関する検討会」(※)報告書(平成25年11月)(関係部分抜粋)

※地方財政審議会に設置 (座長:神野直彦 東京大学名誉教授)

- 法人もその事業活動において、地方団体の行政サービスから受益している以上、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めることは適当であり、地方法人課税そのものは引き続き重要な役割を担うべき。
- 地方法人所得課税は、収益の偏在性が大きく年度間の収益の変動が大きいこと等から、
  - ・ 法人住民税法人税割 → 都道府県分及び市町村分の交付税原資化
  - ・ 法人事業税所得割 → 外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)を目指すべき。
- 外形標準課税への移行は、法人実効税率を引き下げる効果。一方で、赤字法人等についても受益に応じた税負担を求める事となる等について懸念の声もある。このため、外形標準化を進めるに当たっては、その必要性や合理性について、納税者の理解を十分に得る努力を重ねること等に留意しつつ、かつ、段階的に、実施していくことを検討すべき。  
その際、既に付加価値割が導入されている資本金1億円超の法人について所得割を付加価値割に切り替えていくことと、資本金1億円以下の法人に付加価値割を導入していくことのどちらを優先的に進めていくかについても、十分に検討する必要。
- 法人実効税率の議論は、経済界の要望が、法人実効税率の引下げを地方法人特別税・譲与税の単純廃止で実現すべきとしているように、正に地方法人課税のあり方の論議と直結する議論であることはいうまでもない。ただ、現下の厳しい地方財政の状況に鑑みれば、単なる法人の負担軽減にとどまるような地方法人課税の見直しを行う余地はない。